

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和5年11月21日
担当課	社会教育課施設担当室

契約業者名・住所	株式会社日立ビルシステム 関東支社 千葉県柏市柏四丁目8番1号
工事等の名称	松戸市文化会館 No.1 ガス焚き冷温水発生機更新工事
工事等の場所	松戸市千駄堀646番地の4
種別	管工事
工事等期間	契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで
契約金額	56,100,000円
工事等の概要	文化会館のガス焚き冷温水発生機1台の更新を行う
随意契約の理由	<p>本工事は、文化会館内の温度や湿度を適切に保つための空調設備の熱源機器であるガス焚冷温水発生機3台のうち、1台を更新する工事です。</p> <p>本機器は、文化会館建設時の平成5年11月に設置され、平成29年度にオーバーホールをしたものですが、令和4年12月、令和5年5月と続けて停止し、メンテナンスメーカーの修繕により一旦は不具合を解消しておりますが、その原因は分からず現在も調査中です。</p> <p>さらに、令和5年9月には、同機器の電気系統に不具合が生じて停止し、メンテナンスメーカーにより大ホールイベント当日の午前10時に復旧し、興行中止を回避することができましたが、同機器の不具合発生のリスクがさらに増大しています。</p> <p>以上より、再び不具合が発生して復旧ができない場合は、2台のみの運転となり、冬の寒い時期や夏の暑い時期には空調の効きが悪くなり、ホールを貸し出すことができなくなります。</p> <p>設備不備による興行中止の事態に陥ると、施設を貸し出した相手方から高額な損害賠償を請求されるとと</p>

もに、市へ責任が及ぶことは免れず、一刻も早い機器の更新が必要な状況です。

本工事の実施に当たっては、文化会館大小ホールの貸し出しを行わない1月中旬から3月中旬までの期間内に既設機器を撤去し、新設機器の設置を行わなければならないことから、機器の製作期間を含めると、一般競争入札ではその期間に間に合わない状況であることから、令和5年10月19日に指名14者による指名競争入札を実施しましたが、11者が手持ち工事多数や技術者の確保困難のため辞退し、応札した3者も落札者がおらず不調となりました。

令和5年度中に工事実施できない場合は、次年度の貸出中止期間まで、増大する不具合発生リスクを内包したまま機器の稼働を続けなければなりません。

再度工事発注をするに当たり、令和6年1月中旬から3月中旬までの機器撤去、新設機器の設置を実施するためには、全体的な工期の短縮、特に新設機器の受注から納期までの期間がさらに短期間となります。

指名競争入札で応札した3者のうち、株式会社日立ビルシステムは当該機器の製造会社である、日立ジョンソンコントロールズ株式会社の販売代理店であり、また、当該機器のメンテナンスメーカーとして、現地の状況を熟知していることから、限られた期間内での新設機器の納入や施工が実施できる唯一の業者であります。

以上より、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用し、株式会社日立ビルシステムと随意契約をするものです。